



宮崎県公報

平成27年3月31日(火曜日)号外第21号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 37,200円

目次

規則	頁	○宮崎県農業科学公園管理規則の一部を改正する規則……………(地域農業推進課) 6
○県立農業大学校規則の一部を改正する規則……………(地域農業推進課) 1		○県道の路線の廃止……………(道路保全課) 11

規則

県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第29号

県立農業大学校規則の一部を改正する規則

県立農業大学校規則(昭和59年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 農業総合研修センター(第19条-第23条)</p> <p>第4章 雑則(第24条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第7条及び第13条の規定に基づき、県立農業大学校(以下「大学校」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(農学部及び農業総合研修センターの設置)</p> <p>第2条 大学校に農学部及び農業総合研修センターを置き、その教育及び研修の内容は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>教育及び研修の内容</th> </tr> <tr> <td>農学部</td> <td>優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成のための農業に関する高度な知識及び技術についての教育</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(研修の種類)</p> <p>第19条 農業総合研修センターに次の研修コースを置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 資格取得コース</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	区分	教育及び研修の内容	農学部	優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成のための農業に関する高度な知識及び技術についての教育	[略]		<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 農業総合研修センター(第19条-第35条)</p> <p>第4章 雑則(第36条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。)第7条及び第13条の規定に基づき、県立農業大学校(以下「大学校」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(農学部及び農業総合研修センターの設置)</p> <p>第2条 大学校に農学部及び農業総合研修センターを置き、その教育及び研修の内容は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>教育及び研修の内容</th> </tr> <tr> <td>農学部</td> <td>優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成のための農業に関する高度な知識及び技術についての教育並びに農業経営者、地域農業の指導者等に対する資格取得研修等</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(研修の種類)</p> <p>第19条 農業総合研修センター(以下「センター」という。)に次の研修コースを置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(指定管理者による管理の場合の読替)</p> <p>第24条 条例第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第20条から第22条までの規定の適用については、これらの</p>	区分	教育及び研修の内容	農学部	優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成のための農業に関する高度な知識及び技術についての教育並びに農業経営者、地域農業の指導者等に対する資格取得研修等	[略]	
区分	教育及び研修の内容												
農学部	優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成のための農業に関する高度な知識及び技術についての教育												
[略]													
区分	教育及び研修の内容												
農学部	優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成のための農業に関する高度な知識及び技術についての教育並びに農業経営者、地域農業の指導者等に対する資格取得研修等												
[略]													

規定中「校長」とあるのは「指定管理者」と、第22条中「受講の許可を取り消す」とあるのは「あらかじめ校長と協議の上、受講の許可を取り消す」と読み替えるものとする。

（利用料金の支払）

第25条 指定管理者による管理の場合、第21条の許可を受けた者又は第21条の2の規定により宿泊施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、当該指定管理者にセンターの利用料金（条例第10条の5第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第26条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第7号）によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- （2）法人にあっては、法人の登記事項証明書
- （3）知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- （4）団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- （5）その他知事が必要と認める書類

（指定管理者の指定の基準）

第27条 条例第10条の2第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- （1）事業計画の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。
- （2）その他知事が必要と認める基準

（指定管理者が行う業務）

第28条 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- （1）センターにおける研修の実施に関する業務
- （2）センターの利用促進に係る啓発事業に関する業務
- （3）天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務
- （4）その他知事が必要と認める業務

（指定管理者の管理の基準）

第29条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- （1）関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正なセンターの管理運営を行うこと。
- （2）利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- （3）センターの整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- （4）当該指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- （5）その他知事が必要と認める基準

（利用料金の承認）

第30条 指定管理者は、条例第10条の5第3項に規定する知事の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第8号）に歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（利用料金の減額等）

第31条 条例第10条の5第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- （1）県又は指定管理者がセンターの設置目的を達成するために利用する場合

(2) 災害その他特別の事情による利用で知事が特に必要と認める場合

(3) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ知事の承認を受けたとき。

(協定書の締結)

第32条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 条例第10条の3各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)の実施に関し必要な事項

(2) 第29条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項

(3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告書等の提出)

第33条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) センターの指定管理業務に関する事業報告書

(2) 決算に関する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第34条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、センターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第35条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第4章 [略]

第4章 [略]

第24条 [略]

第36条 [略]

別記様式第6号の次に次の2様式を加える。

様式第 7 号（第 26 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

県立農業大学校農業総合研修センターの指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例第 10 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

様式第 8 号 (第 30 条関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

公の施設に関する条例第 10 条の 5 第 3 項の規定により、県立農業大学校農業総合研修センターの利用料金の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利用料金の額

区分	単位	利用料金 (円)	備考
宿泊室	1 人 1 泊につき		
研修室	1 室につき 午前 午後 夜間		

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県農業科学公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第30号

宮崎県農業科学公園管理規則の一部を改正する規則

宮崎県農業科学公園管理規則（平成9年宮崎県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宮崎県農業科学公園（以下「公園」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 公園のイベントホール、フラワー工房、農産加工室、畜産加工室、展示室、物産館ホール、ピロティ、フラワーハウス温室及び広場を使用しようとする者は、知事の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 使用許可を受けようとする者は、<u>宮崎県農業科学公園施設使用許可申請書</u>（別記様式第1号）を当該施設を使用しようとする日の14日前の日（その日が休園日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休園日でない日）までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、使用許可をするときは申請者に<u>宮崎県農業科学公園施設使用許可書</u>（別記様式第2号）を交付するものとし、許可をしないときはその旨及び理由を申請者に通知するものとする。</p> <p>4 知事は、使用許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 知事は、<u>使用許可</u>を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>使用許可</u>をしないことができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第6条 <u>使用許可</u>を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>使用日</u>、<u>使用時間</u>その他知事が別に定める事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、<u>宮崎県農業科学公園施設使用変更許可申請書</u>（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により許可をするときは申請者に<u>宮崎県農業科学公園施設使用変更許可書</u>（別記様式第4号）を交付するものとし、許可をしないときはその旨及び理由を申請者に通知するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(使用許可の取消しの申出)</p> <p>第7条 使用者は、その者の公園の施設の使用に係る許可の取消しの申出をするときは、<u>宮崎県農業科学公園施設使用許可取消申出書</u>（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による<u>宮崎県農業科学公園施設使用許可取</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>公の施設に関する条例</u>（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県農業科学公園（以下「公園」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用許可)</p> <p>第4条 公園のイベントホール、フラワー工房、農産加工室、畜産加工室、展示室、物産館ホール、ピロティ、フラワーハウス温室及び広場を利用しようとする者は、知事の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 <u>利用許可</u>を受けようとする者は、<u>宮崎県農業科学公園施設利用許可申請書</u>（別記様式第1号）を当該施設を利用しようとする日の14日前の日（その日が休園日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休園日でない日）までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、<u>利用許可</u>をするときは申請者に<u>宮崎県農業科学公園施設利用許可書</u>（別記様式第2号）を交付するものとし、<u>利用許可</u>をしないときは<u>当該申請者に宮崎県農業科学公園施設利用不許可通知書</u>（別記様式第3号）により通知するものとする。</p> <p>4 知事は、<u>利用許可</u>をするときは、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 知事は、<u>利用許可</u>を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用許可</u>をしないことができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第6条 <u>第4条第1項の許可</u>を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>利用日</u>、<u>利用時間</u>その他知事が別に定める事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、<u>宮崎県農業科学公園施設利用変更許可申請書</u>（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により許可をするときは申請者に<u>宮崎県農業科学公園施設利用変更許可書</u>（別記様式第5号）を交付するものとし、許可をしないときは<u>当該申請者に宮崎県農業科学公園施設利用変更不許可通知書</u>（別記様式第6号）により通知するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第7条 <u>利用者</u>は、その者の公園の施設の利用に係る許可の取消しの申出をするときは、<u>宮崎県農業科学公園施設利用許可取消申出書</u>（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による<u>宮崎県農業科学公園施設利用許可取</u></p>

消申出書の提出があったときは、当該宮崎県農業科学公園施設使用許可取消申出書に係る許可を取り消し、その旨を申出者に通知するものとする。

消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る許可を取り消し、その旨を申出者に通知するものとする。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第9条 条例第10条の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第2条から前条までの規定の適用については、第2条第2項及び第3条第2項の規定中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第4条から前条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の支払)

第10条 指定管理者による管理の場合、利用者は、当該指定管理者に公園の利用料金(条例第10条の5第1項に規定する利用料金という。以下同じ。)を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第11条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式第8号)によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第12条 条例第10条の2第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 事業計画の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。
- (2) その他知事が必要と認める基準

(指定管理者が行う業務)

第13条 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公園の利用促進に係る啓発事業に関する業務
- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務
- (3) その他知事が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

第14条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な公園の管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 公園の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) その他知事が必要と認める基準

(利用料金の承認)

第15条 指定管理者は、条例第10条の5第3項に規定する知事の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(別記様式第9号)に歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（利用料金の減額等）

第16条 条例第10条の5第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- （1） 県又は指定管理者が公園の設置目的を達成するために利用する場合
- （2） 災害その他特別の事情による利用で知事が特に必要と認める場合
- （3） 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ知事の承認を受けたとき。

（協定書の締結）

第17条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- （1） 条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
- （2） 第14条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- （3） 指定管理業務の事業報告に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、公園の管理運営の適正を期するために必要な事項

（事業報告書等の提出）

第18条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- （1） 公園の指定管理業務に関する事業報告書
- （2） 決算に関する書類
- （3） その他知事が必要と認める書類

（原状回復）

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、公園を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要があると認める場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第20条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第21条 [略]

別記

様式第1号（第4条関係）

宮崎県農業科学公園施設利用許可申請書

[略]

県立農業大学校長 殿

（指定管理者 様）

[略]

宮崎県農業科学公園の施設を利用したいので、宮崎県農業科学公園管理規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します

。

利用の目的	[略]		
利用責任者	[略]		
利用日	利用時間	利用施設	[略]
[略]			
附属施設、備品又は持込器具の利用		[略]	
[略]			
※	[略]		

第9条 [略]

別記

様式第1号（第4条関係）

宮崎県農業科学公園施設使用許可申請書

[略]

宮崎県知事 殿

[略]

宮崎県農業科学公園の施設を使用したいので、宮崎県農業科学公園管理規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します

。

使用の目的	[略]		
使用責任者	[略]		
使用日	使用時間	使用施設	[略]
[略]			
附属施設、備品又は持込器具の使用		[略]	
[略]			
※	[略]		

使用料

- (注) 1 [略]
 2 附属施設、備品又は持込器具の使用の欄は、該当するものに○印をつけてください。
 3・4 [略]

[略]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

宮崎県農業科学公園施設使用許可書

[略]

宮崎県知事 [印]

年 月 日付けで申請のあった宮崎県農業科学公園の施設の使用については、宮崎県農業科学公園管理規則第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり許可します。

使用日	使用時間	使用施設	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

様式第 3 号 (第 6 条関係)

宮崎県農業科学公園施設使用変更許可申請書

[略]

宮崎県知事 殿

[略]

年 月 日付け第 号で許可のあった宮崎県農業科学公園の施設の使用を変更したいので、宮崎県農業科学公園管理規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

添付資料

- 宮崎県農業科学公園施設使用許可書の写し
- [略]

[略]

様式第 4 号 (第 6 条関係)

宮崎県農業科学公園施設使用変更許可書

[略]

宮崎県知事 [印]

年 月 日付けで申請のあった宮崎県農業科学公園の施設の使用の変更については、宮崎県農業科学公園管理規則第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり許可します。

[略]

使用料 (利用料金)

- (注) 1 [略]
 2 附属施設、備品又は持込器具の利用の欄は、該当するものに○印をつけてください。
 3・4 [略]

[略]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

宮崎県農業科学公園施設利用許可書

[略]

県立農業大学校長 [印]

(指定管理者 [印])

年 月 日付けで申請のあった宮崎県農業科学公園の施設の利用については、宮崎県農業科学公園管理規則第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり許可します。

利用日	利用時間	利用施設	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

様式第 3 号 (第 4 条関係)

宮崎県農業科学公園施設利用不許可通知書

年 月 日

様

県立農業大学校長 [印]

(指定管理者 [印])

年 月 日付けで申請のあった宮崎県農業科学公園の施設の利用については、下記の理由により許可できませんので、宮崎県農業科学公園管理規則第 4 条第 3 項の規定により通知します。

記

(理由)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

宮崎県農業科学公園施設利用変更許可申請書

[略]

県立農業大学校長 殿

(指定管理者 様)

[略]

年 月 日付け第 号で許可のあった宮崎県農業科学公園の施設の利用を変更したいので、宮崎県農業科学公園管理規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

添付資料

- 宮崎県農業科学公園施設利用許可書の写し
- [略]

[略]

様式第 5 号 (第 6 条関係)

宮崎県農業科学公園施設利用変更許可書

[略]

県立農業大学校長 [印]

(指定管理者 [印])

年 月 日付けで申請のあった宮崎県農業科学公園の施設の利用の変更については、宮崎県農業科学公園管理規則第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり許可します。

[略]

様式第 6 号 (第 6 条関係)

宮崎県農業科学公園施設利用変更不許可通知書

年 月 日

様

県立農業大学校長 〔印〕

(指定管理者 〔印〕)

年 月 日付で申請のあった宮崎県農業科学公園の施設の利用の変更については、下記の理由により許可できませんので、宮崎県農業科学公園管理規則第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

(理由)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

宮崎県農業科学公園施設利用許可取消申出書

[略]

県立農業大学校長 殿

(指定管理者 様)

[略]

年 月 日付け第 号で許可のあった宮崎県農業科学公園の施設の利用を中止したいので、宮崎県農業科学公園管理規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

添付資料

- 1 宮崎県農業科学公園施設利用許可書の写し
- 2 変更の許可を受けている場合にあっては、宮崎県農業科学公園施設利用変更許可書の写し

様式第 8 号 (第 11 条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

団体名

代表者氏名 〔印〕

宮崎県農業科学公園の指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例第 10 条の 2 の規定により申請します。

様式第 9 号 (第 15 条関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

団体名

代表者氏名 〔印〕

公の施設に関する条例第 10 条の 5 第 3 項の規定により、宮崎県農業科学公園の利用料金の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利用料金の額

区分	単位	利用料金 (円)	備考
イベントホール	1 室につき		
	午前		
	午後		
物産館ホール	1 平方メートル		
	1 日につき		

様式第 5 号 (第 7 条関係)

宮崎県農業科学公園施設使用許可取消申出書

[略]

宮崎県知事 殿

[略]

年 月 日付け第 号で許可のあった宮崎県農業科学公園の施設の使用を中止したいので、宮崎県農業科学公園管理規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

添付資料

- 1 宮崎県農業科学公園施設使用許可書の写し
- 2 変更の許可を受けている場合にあっては、宮崎県農業科学公園施設使用変更許可書の写し

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 231号

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第 1 項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成27年3月31日から平成27年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
236	日向八戸停車場 線	日向八戸停車場	
		一般国道 218号交 点	

--	--